

平成 28 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成28年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月24日(木) 午後2時17分から午後5時00分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
瀧川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
櫻本教育総務課長  
夏目学校教育課長  
長谷川生涯学習課長  
杉山生涯学習課参事  
柿原文化課長  
加藤文化課参事  
佐宗スポーツ課長  
小林スポーツ課参事

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 2月会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 3月の行事・出来事

日程第3 議案

第2号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について(教育総務課)

第4号議案 新城市鳳来寺共育施設の管理及び運営に関する規則の制定について(生涯学習課)

第5号議案 新城市青年の家管理規則の一部改正について(生涯学習課)

第6号議案 新城市生涯学習推進員の委嘱について(生涯学習課)

- 第7号議案 新城市文化財保護審議会委員の任命について（文化課）
- 第8号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について（文化課）
- 第9号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について（文化課）
- 第10号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問の委嘱について（文化課）
- 第11号議案 新城市廃校体育施設の開放に関する規則の制定について（スポーツ課）
- 第12号議案 新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の廃止について（スポーツ課）
- 第13号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について（スポーツ課）

#### 日程第4 協議・報告事項

- (1) 3月定例市議会の概要について（教育部長）
- (2) 新城市小学校校歌制作事業交付金交付要綱の一部改正について（教育総務課）
- (3) 新城市立小学校閉校記念事業交付金交付要綱の一部改正について（教育総務課）
- (4) 新城市通学費補助金交付要綱の一部改正について（教育総務課）
- (5) 新城市学校における食物アレルギー対応の手引きについて（学校教育課）
- (6) 平成28年度体徳知の教育活動推進事業研究委嘱校について（学校教育課）
- (7) 新城市生涯学習活動費補助金交付要綱の一部改正について（生涯学習課）
- (8) 新城市社会教育団体活動事業補助金交付要綱の一部改正について（生涯学習課）
- (9) 新城中央公民館分館下水道排水設備設置費補助金交付要綱の一部改正について（生涯学習課）
- (10) 新城市文化協会補助金交付要綱の制定について（文化課）
- (11) 新城市文化財保存事業費補助金交付要綱の制定について（文化課）
- (12) 新城市郷土研究会補助金交付要綱の制定について（文化課）
- (13) 設楽原決戦場まつり補助金交付要綱の制定について（文化課）
- (14) 作手古城まつり補助金交付要綱の制定について（文化課）

#### 日程第5 その他

- (1) 平成28年度教育委員会会議等の日程について（教育総務課）
- (2) 新城市の自然誌「植物・きのこ編」の発刊について（文化課）
- (3) 平成27年度末退職辞令伝達・感謝状贈呈式について（学校教育課）  
3月31日（木）午前11時00分から 勤労青少年ホーム集会室
- (4) 平成28年度発令通知・補職辞令交付式について（学校教育課）  
4月1日（金）午前10時00分から 勤労青少年ホーム軽運動場
- (5) 平成28年度教育委員会辞令交付式（教育総務課）  
4月1日（金）午前11時15分から 勤労青少年ホーム軽運動場
- (6) 教育委員会歓送迎会について（学校教育課）  
4月1日（金）午後6時30分 湯の風HAZU

次回定例会議（案） 4月28日（木）午後2時30分  
（鳳来開発センター1階生活改善実習室）

閉 会

○委員長

皆さん、どうもこんにちは。28年3月定例教育委員会会議を行います、議題がたくさんあるということで当初予定の時刻を早めてたぐいまから開会したいと思います。

日程第1 2月会議録の承認

○委員長

初めに、2月会議録の承認、お願いします。

○委員長

それでは、次の会議もあるそうですので、幾ら遅くても5時、できれば4時半をめどに進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

日程第2 3月の新城教育

○委員長

では、日程第2の3月の新城教育、初めに教育長報告、お願いします。

○教育長

それでは、お願いいたします。6点、です。

1点目、卒業式ということで3月は別れと出発の月であるわけですが、3月4日の中学校の卒業式、それから3月18日の小学校の卒業式、いずれも厳粛の中に感動をもって行われたのではないかと思います。これも、日ごろの教職員の御尽力、地域の支え、教育委員の皆様方の御指導のおかげだと感謝いたします。

それから、2点目、本日平成27年度の修了式ということで、各学校から無事今年度終了したという報告が入りました。それから、統合4校につきましては、閉校式ということで教育委員の皆様方にも校旗の返納の役目を務めていただきました。伝統のあるそういった歴史に一つ幕をおろしたというわけでございますけれども、新生鳳来寺小学校ということで、子供たちも地域の方々も胸を膨らませております。

それから、共育施設も非常に立派なものが完成しました。これを活用して放課後子ども教室等新しい道筋をつけていくことができたらと思います。

それから、3点目、ロアノークの俳句交流を続けておりますけれども、今年も市内14の小学校から5、6年生764点の俳句の応募がありました。その中から、50点入賞ということです。こうした地道な文化交流が続いているということは、関係の皆さん方のほんとに御労苦によるものだと思います。そんな中で今英語熱がはやっているんですけども、入賞作品を一つ紹介したいと思います。優秀賞で、作手小北校舎の子ですけども、「頑張れよ、きょうから旅立ち、ツバメの子」と、日本語で言うと頑張れとかよろしくとか、都合のいい言葉がいろいろあるんですけども、この「頑張れよ」を英語で何て訳してあるかなと、非常に興味を持つわけです。その頑張れの中身、Wish you good luck、幸せをとという感じで、a little swallow departure todayということです。こうしてみると、曖昧な日本語も英語に直すと随分意味が際立ってくるんだと、そういう意味合いで、やっぱり英語教育は、日本語を見直す意味でも役立つなということを感じた次第であります。

それから、4点目、昨日のことでございますけれども、作手の鬼久保広場に新城市ミズバショウ園

が開園いたしました。市政10周年記念イベントの最後を飾るイベントであったわけなんですけれども、関係のスポーツ課の尽力によって手づくりの看板等で、このミズバショウ、作手村の時代から大事に育てられてきたんですけれども、近年では中高一貫教育の中において、作手中学校と作手校舎の生徒が苗を植えるといった形で、合併当時と比べて10倍以上の面積に広がり、株数も千株近くになってきました。

日にちが決まっているもので、この時期に咲くかどうか心配しておりましたけれども、何とかぽつぽつと咲き出したということでございます。見ごろは10日後ぐらいかな。4月の頭ぐらいだと思います。ちなみにもって、フェイスブックへアップするときに、ミズバショウを英訳しようと思ったら、やめました。何でやめたかわかりますか。ミズバショウの花、美しい白い花に、鼻を近づけていただけるとわかるんですけれども、英語で言うとskunk cabbage、我々は美しいイメージを持っているんですけども、ヨーロッパの人はどういうイメージを持っているかなと思って、英訳をやめました。そういった意味でも、英語と日本語の比較というのもおもしろいなということを感じました。

5点目ですけども、土日に新城トレイルランが行われました。教育委員会がDOS事業を担って、10年たって、この4月からは新たにスポーツツーリズム推進課ということで、小林参事が課長として新城市の希望の展開を切り開いていくということでございます。ほんとに多くの方々の尽力によってこの10年間、教育委員会も一丸となって応援してきました。4月1日から教育委員会の手を離れていきますが、こうした事業がスポーツツーリズムとして、より広く全国に、あるいは世界に展開していくことができたなら。その素材はたくさんあるわけですね、宝は。ぜひ生かしていただけたらなということをお思いますし、これからもしっかりと今までのそういった経験を生かして、市全体として支えていくことができたならなということをお思います。

6点目、3月市議会ですけども、また後ほど部長のほうから細かい報告があるかと思っておりますけれども、2点、一つは県立高校の統合について、長田議員から質問がございました。答弁といたしましては、やはり生徒数の減少ということを考えると統合もやむを得ないであろうと。しかし、この新城北設地区中等教育の人材育成の場としては非常に大事な拠点であるので、統合後のあり方は県立高校ではあるけれども、しっかりと市と協議をして、魅力あるすばらしい科をつくっていききたいという答弁をいたしました。

それから、特認校制度につきまして丸山議員、滝川議員からの質問がございました。教育委員会会議でも、しっかりと議論してきたように、鳳来東小学校のあのすばらしい特色をしっかりと広報して、その魅力に対して、我が子をこうしたところで育てたいという方が1人でも2人でも集まっていたらなということをお思います。

ちなみに、新聞報道では、東日が雁皮紙からつくった卒業証書の話を取り上げていただきました。

また、これからいろんな話題を提供していくことができたらということをお思います。

以上、6点です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問等ありますか。

○委員

きょう、校旗の返納式、私も行かせていただいたんですが、その中でこの校旗を皆さんどこに行くとお思いますかと子供たちに聞いたんですね。そしたら、うーんとか言って、鳳来寺小学校って言うか

らそうですって言ったんですけど、それでよろしいでしょうか。

○教育長

基本的には、学校で保管させていただきます。

○委員

わかりました。じゃあ、鳳来寺小学校で大切に保管されますとお答えしたんですけど、それでよろしいですね。

○教育長

はい。

○委員

わかりました。

○委員

私、鳳来寺小学校へ行かせていただき、鳳来寺小学校には伝統が引き継がれてきている校旗が、あと3つ来ますよという話をしてきました。そこで気になったのは、校旗をどういうふうに見える形にできるかなということです。しまい込むのであれば、校旗を写真に撮って、こういう校旗が使われてきたということが見える形にできないのかなということを思いました。

新城市になってからの校旗なので比較的新しいのですけれど、それ以前の校旗もちょっと気になりました。門谷小とか、鳳来小学校のときの校旗はどうなったのかということもあって、校旗の保管方法がちょっと気になりました。

あわせて、開校式には行けないという話をしたら、校長先生が校舎を案内してくださいました。すばらしいなと思ったのは板張りの内装で、新築したのかと思われるような雰囲気がありました。5、6年生の棟は増築したということなのですが、見違えるような学校になっておりました。

特にトイレは、学校のトイレとは思えないようなすばらしいトイレでした。洋式のトイレで、小便器もすごくいいですね。ホテル並かというぐらいで、あったかいお湯がすぐに出るという気配りもされていました。共育施設も2階建てで、既に表示板が用意もされておりました。これで新制鳳来寺小学校の環境がしっかり整えられたと、安心しました。今後に期待したいなと思います。

1点、聞きたいことがあるんですが、教育長のお話にはなかったんですが、高校入試の関係なんですが、どんな状況だったかなということをちょっと。

○委員長

特に、作手校舎とかね。

○委員

そうなんです。

○教育長

いろいろ御心配かけておりましたけれども、作手校舎のほうは市内から24人入学ということで、2年連続して条件はクリアしておりますので、今後この条件変更といったようなものについても、また教育委員会として県教委に要望していきたいと考えております。まずは、一安心といったところでございます。

ただ、欠員として作手校舎と、新城東高校がマイナス1、それから新城高校の商業が欠員だったということです。

○委員長

先ほど、委員からお話があった校旗の保存方法がどうなっているかということだけど、突然で申しわけないですけど、課長さん、そこら辺は何かお話がありますか。

○学校教育課長

ちょっと校旗関係は、わかりません。

○教育長

黄柳川小学校にしても、作手南北校舎にしても、昔の校旗はどこかに保管してあって、写真なりなんなりで校長室に展示とかそういう形はされてないですね。

○学校教育課長

しまうような形ではいくと思うんですが、展示というのはあまりないと思います。

○委員

鳳来寺小学校はそういう場所は特になさそうだと、いろんなものを保管する場所がちょっと足りないようなことは校長先生が言われていましたので。

○教育長

校長室も狭いしね。

○委員

はい。

○教育長

だから、いわゆるPTAとか、地域の方々が会合を開くような場所に置いておけば、地域の方々が喜ばれますよね、校舎の写真と校旗と。また校長と話し合いながら考えていこうと思います。

○スポーツ課参事

知っている範囲内で、ちょっと補足ですけども。黄柳川の合併のときには、私がやりましたけども、何分子算の関係もあるものですから、校旗をつくったときには、棒は再利用しています。つまり、そのままの形で残るということはあり得ないです。だから、多分校旗として棒はそのまま使えたものですから、新しい校旗をつくり、上にかぶせるものはちょっと老朽化していたので、そのところは再利用し、それで校旗についてはちゃんとケースがあるので、畳んで多分校長室なり倉庫に引き継がれておると思いますが、多分棒とかあの辺はそのまま旧の学校のものを引き継いでいます。

○委員長

要するに、委員の言うことは、それぞれの、例えば連谷だとか海老だとか鳳来西だとか、そういう地区の方が新しい鳳来寺小学校に来たときに、きちんと私たちの学区のことを忘れずにこうやって掲示してあるなど、そういうふうにやっておいてもらいたいということですか。

○委員

できればそれが一番いいですね。実物が一番いいのですが、その校旗の展示というものがすごく大変だと思うんですよね。大きいですから。

○委員長

場所をとるしね。

○委員

つるすにもすごく重いものですから、実物はなかなか展示が難しいので、見える形にするというこ



とであれば、写真に撮ってそれを掲示するようにしておくことはできるかなと思ったんです。

○委員長

それぞれの地域を大事にしていますよと。

○委員

そういうことですね。

○委員長

それをわかるようにしておくと、そういうことですね。

○委員

はい。

○委員長

後はどうですか。いいですかね。

では、3月の行事、出来事へ入ります。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、3月の主な行事を報告させていただきます。

本日24日午前中に、鳳来寺小学校、鳳来西小学校、海老小学校、連谷小学校におきまして閉校式が開かれました。委員の皆さん、御出席ありがとうございました。今後備品の移動などを行いまして、4月の新しい鳳来寺小学校の開校に向けた作業が行われていく予定となっています。

それから、土日夜間のほうですが、3月6日に統合に向けた記念行事として、鳳来寺小学校に感謝する会が行われました。

次に、来月の主な行事としましては、4月1日に教育委員会辞令交付式がありますので、また委員の皆さん、御出席お願いしたいと思います。詳細は後でお知らせさせていただきます。

教育総務課は以上です。

○委員長

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

4日、金曜日には中学校卒業式、そして18日、金曜日には小学校の卒業式が行われました。内容につきましては、教育長が述べたとおりです。

それから、11日、金曜日ですが臨時教育委員会会議が行われました。定期人事異動に伴う内容がありました。

本日24日、木曜日ですが、修了式が行われました。どの学校も無事年度を終えることができたということでありました。ただ、インフルエンザで休んでいる子供もおりまして、なかなかインフルエンザが完全に終わらないことが少し懸念となると思っております。

25日、明日ですが、新城市転入教職員の連絡会、初任研担当者の連絡会も行われます。

28日の月曜日は、ハートフルスタッフの打合せ会。

そして、31日は退職者の辞令伝達式、感謝状贈呈式が行われます。

来月の予定ですが、1日、平成28年度の定期人事異動にかかわります発令通知式があります。

6日は、小学校の入学式、7日は中学校の入学式が行われます。

あと、14日は、木曜日ですが一斉離任式が行われる予定でございます。

学校教育課は以上です。

#### ○委員長

生涯学習課、お願いします。

#### ○生涯学習課長

生涯学習課、まず、3日の木曜日、新城市の青少年問題協議会、それから17日の木曜日につきましては、新城市の社会教育審議会・公民館運営審議会が開催されました。いずれも、年度事業の報告などまとめの会議になっております。

土日ですが、12日の土曜日、それから13日の日曜日、2日間にわたりまして親子ふれあい教室で「パン作り教室」を行いました。以上で今年度の教室・講座等は終了となっております。

同じく13日の日曜日、西部公民館で定期利用者会議がありまして、新年度の円滑な公民館利用ということで調整を行いました。

来月につきましては、17日の日曜日に市子ども会連絡協議会の総会が開催される予定であります。以上です。

#### ○生涯学習課参事

図書館ですが、2日、文化会館と合同で、消防訓練を行いました。図書館職員全員が参加しました。

11日金曜日、愛知県公立図書館長協議会研修委員会がありまして、私が出席しております。

17日ですが、国立国会図書館の職員の方が見えまして、公立図書館のデータを活用して業務を行うという意見交換を行いました。

18日の金曜日、夜ですけれども、若者議会委員と来年度の工事関係についての打合せ会を行いました。

以上です。

#### ○委員長

では、文化課、お願いします。

#### ○文化課長

まず、平日ですが、7日に戦国絵巻三部作の来年度のポスター選定会議が開催され、出席しております。

それから、10日、新城市文化協会の視察交流会ということで、静岡県湖西市の文化協会への視察を行い、職員も同行しております。

11日、愛知県博物館協会の実行委員会が名古屋市で開催され、出席しました。

16日、新城地域文化広場指定管理定例会を開催し、指定管理者から2月の管理状況等の報告を受けております。

それから、17日の社会教育審議会は、先ほどの生涯学習課と同じであります。

右側の土日、祝日、夜ですが、11日に、つくでの森の音楽祭実行委員会を開催しました。

それから、12日に新庁舎建設に伴う旧市民体育館跡地で新城陣屋の発掘調査説明会を開催し、70名の方が参加されました。

同じく12日、設楽原歴史資料館でふみの蔵コンサートを開催し、60名の方が来場されました。

それから、長篠城址史跡保存館の春の歴史ミニ講座・ウォーキングということで、12日にミニ講

座、19日に歴史ウォーキングという予定でしたが、19日は雨天のため中止となりました。

それから、18日に作手古城まつりの実行委員会が開催され、出席をしております。

来月の主な行事としましては、29日に設楽原歴史資料館まつりを開催する予定です。

以上です。

#### ○委員長

では、自然科学博物館、お願いします。

#### ○文化課参事

まず、平日からです。

17日、東三河企画委員会に出席しております。これは、東三河ジオパーク構想の準備会を来年度に立ち上げるといことでの組織の検討を行いました。

右の土日祭日になりますが、26日の土曜日から特別展としまして、「ジオから見る戦国の舞台」という展示会を開催いたします。

来月ですが、土日につきまして、24日、博物館学術委員総会を午前中に行います。午後は、友の会の総会を行う予定にしております。

30日、土曜日には、野外学習会「望月街道を歩いて宇連川沿いの植物を観察しよう」という植物の観察会を予定しております。

以上です。

#### ○委員長

では、スポーツ課、お願いします。

#### ○スポーツ課長

3日でございます。新城市民鳳来地区ゴルフ大会が開催され、155名の方が参加しております。この大会は、チャリティーホールを設けておりまして、チャリティーによる寄附金が10万3,000円、社会福祉協議会へ寄附しております。

17日、OSJトレイルレースの説明会を開催しております。

こちらに書いてありませんが、23日、水曜日、ミズバショウ園の開園式を行っております。

土日に移ります。

1日、スポーツ推進委員の定例会が開催されました。

5日、第31回全国選抜ゲートボール大会愛知県予選が開かれました。

12日、土曜日、こどもすぽ一つくらぶのお別れ会を開催いたしました。

15日、廃校体育施設の利用団体への説明会を開催いたしました。

19日から20日、OSJ新城トレイルレースを開催いたしまして、参加者数でございますけど、1,400人ほどの参加者がございました。

次に、22日でございます、スポーツ少年団の打合せを行いました。

来月の主な行事でございますけど、15日、スポーツ推進委員の辞令交付と書いてありますが、委嘱状の交付でございます。それと、定例会を開催いたします。

16日、体育協会の通常総会が開催されます。

23日から24日、中部近畿ラリー選手権と奥三河パワートレイルが開催されます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。では、質問等あったらお願いします。

○委員

文化課の新城陣屋発掘調査説明会、70名ほど参加されたということですが、私は出なくて申しわけなかったですが、成果はいかがでしたか、簡単に説明していただけると。

○文化課長

出土品としては、日常雑器という程度で、目新しいものではありませんでした。そして、発掘した跡を見ると、有教館跡の方がそういうものの出土が少なく、反対側は多かったものですから、市役所の本庁舎側に有教館があったのではないかと推測がされるということでもあります。

○委員長

今のことにつけ加えてですけど、あそこは陣屋跡なんですか。あれ、武家屋敷かなと思っておったんだけど。

○文化課長

資料に地図が付いていたと思いますが、時代によって多少建物が変わっている部分がありますので、武家屋敷と言えば武家屋敷になるのかなということなのですが。

○委員長

私、新城小学校の校長だったものでわかるんだけど、新城陣屋というのは新城城のことなので、多分あのあたりは武家屋敷だと思うんだけど。これ、ちょっとどうなのかなという、気にはしておったんだけど。

○文化課長

「新城陣屋」の発掘という名称がどうかということですね。

○委員長

新城陣屋なのかなという疑問を持ちながら参加しておったんだけど。いいです、はい。

○教育長

図書館長に、国立国会図書館の人が新城の図書館を訪ねてきたというのは、目的は何だったの。

○生涯学習課参事

書誌データは、利用者が本を検索する際に、図書の持つ膨大な情報をヒットさせるため、著書、著書名、副題、出版年月日等といった膨大な量のデータを国立図書館が持っていますので、それをパソコンのネットからダウンロードして、新城図書館の図書を分類、バーコード付け等を行う際に利用しています。それで、実際の公共図書館でどのように使われるか見て、今後の参考にしたい、また、お互いに意見交換をしたいということで来館されました。

○教育長

何か新城の図書館で使っているということ。

○生涯学習課参事

はい。新書購入では、契約業者から全て含めて購入しているのですが、寄贈本や郷土の図書などは図書館職員が背ラベルから装丁まで行っていますので、その図書のデータは持ってないものですから、国立国会図書館のサービスを利用しています。

○教育長

通常、誰のパソコンからも国立国会図書館にアクセスして、データの閲覧ができるということだね。

○生涯学習課参事

できません、はい。

○委員長

あと、どうでしょう。どうぞ。

○委員

廃校体育施設利用ということなんですけども、これどんな説明をなさったのかということと、どんなルールになっているのか。それで、体育施設以外はいろいろもつと設備だったりとかそういうものの利用についてというのは。

○委員長

では、スポーツ課長さん。

○スポーツ課長

基本的には、現在執行しております小中学校体育施設の開放と何ら変わらないと、名前が変わるだけで利用に関しては今までどおり使えますという形で説明を申し上げております。

それで、体育施設以外につきましては、ちょっとスポーツ課では手の出せない部分がありますので、そちらについては特段説明していません。もし今後利用等の要望があるなら教育総務のほうへお尋ねくださいぐらいな話で済んでいます。

○委員

新たに廃校になるところについての説明をされたということですよ。

○スポーツ課長

そうです。

○委員

だとすると、そこに管理者というのは実際はいないわけだけれども、体育施設に関しては利用できるような措置をとっていくということですね。

○スポーツ課長

そうです。

○委員長

そのことは、後の議題のところよろしいですか。

○委員

はい。済みません。

○委員長

いいですかね。どうもありがとうございました。

### 日程第3 協議・報告事項

○委員長

では、日程第3、議案に入ります。

第2号議案、お願いします。

○教育総務課長

3ページをごらんいただきたいと思いますが、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、お願いしたいと思います。

教育委員会組織の機構改革によりまして、この4月から変更となる部分の規則内容を改正するものです。

4ページから7ページにわたりまして規則がありますが、網掛けされている部分が改正箇所となります。見にくいですので、8ページの新旧対照表で見ていきたいと思います。

第2条第2項の課の設置のところで、生涯学習課をスポーツ共育課に改めて、スポーツ課がなくなっております。

それから、12ページのところになります。

別表の事務分掌の中で、スポーツ共育課の事務分掌の(1)のところ、「連絡調整」という言葉を「推進体制」に、それから、(4)のところで「生涯学習推進体制」という部分を「共育推進」に、それから、(8)のところへ、「及びスポーツ施設」を追加しております、(9)番から(16)番までを追加としています。

それから、スポーツ課のところは全部削除になっています。

改正箇所は以上です。

○委員長

今の点について、何か御質問等ありますか。どうぞ。

○委員

12ページの一番下のところ、(15)に学校部活動に関することと一つあるんですけども、それはそれまでのスポーツ課の中にはなかった言葉ですよ。スポーツ課の業務に、その辺はそういう形になっていくということですか。

○委員長

学校部活動に関することは、旧来のスポーツ課にないけどもという、そういう質問ですけども。

○スポーツ課長

昨年、一応こういった形で鈴木先生がスポーツ課にいらっしゃったということで、この学校部活に関することの業務を学校教育から引き継いでやっておられたけど、今後スポーツ共育課におきまして、この学校部活に関すること、また学校教育のほうにおきまして、こういった文言が多分うたわれるのではないかと考えておりますけど。

○教育長

そのことと関連して、スポーツ課の旧条項の中の(7)と(8)、児童生徒の体力向上と体育活動に関すること、これはスポーツ共育課に残るのか、学校教育にいくのかということを見ると、学校教育という感じになるのかな、ここのところ。そのあたりの検討は。

○スポーツ課参事

今回この条項をちょっと作り変えました。これは、私が少し関わっておるものですから。

児童生徒の体力向上・体育活動、これはもちろん学校教育の一環ではありますが、もちろんこれはスポーツ共育課の一環でもあります。それで、あえてここの辺でいうと何が入るかというのは、市民スポーツの推進というくくりの中で、来年度のスポーツ共育課の業務は、どちらかというと高齢者の健康推進の部分、高齢者を含む市民全体の健康増進をスポーツでという部分と、やはり子供の体力増

進であったり、部活動とか運動へのいざないという部分が重要であるというのはスポーツ推進計画の中にしっかり書かれておりますけど、それがスポーツ共育課の一つの仕事であります。

そういうのを総称して市民スポーツの推進という言葉でくくって、あえて児童ということはどうもなかったと、そういうことであります。

それで、もちろん学校教育でもありますが、このスポーツ共育の中にもあり、あえて言葉も高齢者からということで表面に出しておりませんが、意図としてはあります。

○教育長

だから、スポーツ共育課の（９）の中に含まれると。

○スポーツ課参事

はい。

○教育長

それから、学校教育課でいうと（５）の中に含まれると。そういう解釈でいくということね。

○スポーツ課参事

スポーツ推進計画の中にしっかりそれは入っています。

○委員長

では、今の件よろしく。あと、どうでしょう。

○委員

スポーツ共育課の中の（４）番の共育推進に関する事、それから（１５）の学校部活動に関する事というのは、新しく加わったところで非常に重要なことだと思いますので、また具体的に担保される時、ちゃんと決まってきたときに重点を置いてぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

○教育部長

その辺は、共育の概念というものをどういうふうに捉えるのか、定義みたいなものですね。これは、共育というのは非常に大きく、広く解釈すれば、全てを包含するという概念であると思いますので、ただ一度にそこらを広げるのはなかなか難しいということで、内側から攻めていくというんですか、そういったこと、将来的にはその輪をどんどん広げていくという方向に向いていくべきだと思います。それが共育の推進に、ひいてはつながっていくということだと思います。

○委員長

では、それ以外の点でどうですか。よろしいですかね。

では、第２号議案について、採決をとります。賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長

では、全員一致ということで、裁定されました。

では、第３号議案、お願いします。

○教育総務課長

続きまして、１４ページをごらんいただきたいと思います。

学校の統廃合により変更となります通学区域について、鳳来寺小学校の通学区域を改正したいと思います。

また、前回の統合のときに鳳来中学校及び作手中学校の通学区域が改正されておりましたの

で、今回あわせて改正していきたいと思います。

16ページをごらんいただきますと、一番上に鳳来寺小学校の欄がありまして、区域を変更しています。

それから、下の2行のところで、鳳来中学校と作手中学校の区域を変更しています。

説明は以上です。

○委員長

何か御質問等ありますか。

ただいまの提案について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでよろしくお願います。

第4号議案について、生涯学習課、お願います。

○生涯学習課長

それでは、新城市鳳来寺共育施設の管理及び運営に関する規則の制定であります。

3月議会におきまして、鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例が可決、制定されました。規則本文の第1条の括弧書きであります。平成28年新城市条例第28号ということで、条例が制定されました。条例の第13条に、管理及び運営に関する詳細事項については別に定めることになっており、その管理・運営に関する規定を設けるものであります。

施設につきましては、開館時間が午前8時から午後10時まで。

施設の休業日は「新城市の休日を定める条例」に規定する。とうたっておりますが、これは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、それから12月29日から翌年の1月3日までの日ということで年末年始になりますが、この日は休館ということで、法令上の表現でわかりにくいですが、そのようになっております。

利用に当たっては許可申請をしていただき、許可を得ていただきますので、それぞれの手続に関する様式等を定めております。添付を省略させていただいておりますが、そのような形で施設の管理・運営を行っていくという規則を定めるものでございます。

簡単ですが、以上です。

○委員長

質問等あったらお願います。どうぞ。

○委員

鳳来寺の共育施設の施設構成ってもう一回教えてもらってもいいですか。どういうものがあるかどうか。

○生涯学習課長

施設につきましては、木造2階建ての建物の概要でよろしいですか。

○委員

はい。

○生涯学習課長

木造2階建てになります、1階に事務室、和室、ホールがあり、男女のトイレがございます。2階



に上がりまして、第1から第4までの学習室という部屋が4つございます。その4つの学習室と和室を貸し部屋、貸館として地域の活動にお使いいただくという形になっております。

○委員

利用時間、やっぱり午後10時ぐらいまでが適当であるという判断ですね。

○生涯学習課長

基本、ここで行われる放課後児童教室の活動は、下校後から6時までとなっており実質その活動は午後3時から6時まで。その前後の時間については、地域でのいろいろな会議等でもお使いいただけるようにということで、開館をしております。

○委員

わかりました。

○委員長

よろしいですか。いかがでしょう。どうぞ。

○委員

施設は、休業日は休日ということですので、そうすると平日は全て開館ということになるんですね。

○生涯学習課長

はい。平日のみの開館となっております。

○委員

学校の夏休み、冬休みも開館ということだと、管理人は常にそこに見える常勤なんですか。

○生涯学習課長

市職員の管理人が午後1時から午後7時まで施設におります。開館時間中でそれ以外の午前8時から午後1時までの間は管理を委託をしまして、玖老勢区が今年度受けていただくことになっています。それと職員が帰りました午後7時から午後10時まで、その時間帯についても玖老勢区に管理をお願いするものです。

○委員長

玖老勢区に管理というのはどういうこと。鍵を預けるということですか。

○生涯学習課長

そうです。利用申し込みを事前にいただき、職員がいない時間帯については、玖老勢区の方に行っていただいて開館をしてもらい、終わったら戸締まりをして帰っていただきます。

○委員長

どうぞ。

○委員

あらかじめ、年度当初に利用したい団体は登録をしなければいけないとかそういうことがありますかというのが一つと、例えば地元の人たちが土曜日だったり、日曜日だったりとか特に共育の日なんかここにここを使って活動したいんだといった場合には、この規則があると使えなくなるんじゃないかという気がしたんですけども、そういう可能性についてはいかがでしょう。

○生涯学習課長

まず、最初の登録ですけども、利用団体の登録はございませんが、長期利用、定期利用の計画書を

2カ月を単位に添付して申込書をいただくという形でやっていきます。

それから、活動の中で土日に利用したいという希望が今後出てくるかと思いますが、共育施設は放課後の子供たちを預かるというのがベースにあり、小学校直近の施設でもあり平日だけとさせていただきましたが、土日で活動されるときはコミュニティプラザを使っていただくといった使い分けをしていただけたらと思っております。

○教育長

もう一つ確認をしておきたいこと、学校行事で共育の日とか、運動会とか学芸会で土曜、あるいは日曜日に行うといったときの館の利用方法についてちょっと説明をお願いします。

○生涯学習課長

そういった行事は土日になると思いますが、保護者の方とお子さんが一緒に学校に来られ、下校も一緒になることから、そういうときには開館をしないで、お子さんは保護者と帰られるということで、その日はぶっば～荘の活動もございません。

○教育長

それは、地域との確認もできているわけね。

○生涯学習課長

はい。

○委員長

よろしいですか。何かまだ。

○委員

ちょっと理解ができてないです、済みません。今言われているのは、4つの部屋、2階の4つの部屋の利用に関してだけおっしゃっているということになるんですかね。

○委員長

それと和室ですよ。

○委員

そう。例えば、トイレがあったりとか、共育施設ということで先ほど委員が確認されたことだったと思うんですけども、共育の日にそこを使って何かやりたいよというようなことはできないということですか、違うのかな。それは、さっき言われたコミュニティプラザっていうのは中にあるからですか、この施設の中に。

○生涯学習課長

違う建物です。

○委員

そうなんですよ。

○生涯学習課長

共育施設でないといけない活動であれば使わないと意味がないので、そういう活動であれば、条項の第2条の3項にあります「教育委員会が必要があると認めたときには変更することができる。」ということで対応していきたいと思いますが、そこで職員の配置をどうするかというのは検討が必要です。

○委員

はい、わかりました。

○委員

簡単に言ってしまうと、例えば、せっかくだいい施設だと思うので、土日で、例えば校長先生をやめられた方々が施設で寺子屋みたいなものをやりたいよというときがあって、例えばそれを市が、それはもう認めながらやるといったときに、土曜日日曜日の利用はできないのかなってという話はどうかかと思ったんですよ。

そういったときには、特別な事由があれば認めるということなんで、それはそれでいけるとは思うんですが、僕の質問は最初からそこなんです。だから、夜10時まで開けておく必要があるのか、それとも土日の配慮をしておくべきなのかなというその両方なんですけどね。

○生涯学習課長

何分これから開館する施設なので。

○委員

そうですね。

○生涯学習課長

行政側からも、まずは立ち上げて使い勝手がいいように変更は考えていかなければいけない。ということはおっしゃっております。

○委員

その辺の柔軟性は、今後含みとして持っているということですね。

○生涯学習課長

はい。

○委員長

ではいいですか、今の点については。

○委員

今のことは、使いながら変更も柔軟にしていきますよということですよ。

○生涯学習課長

そうしたことが通常的なになれば、受け入れる条文、規定にしていけないと思います。

○委員

そうですね、皆さん、使いやすいようにね。わかりました。

○委員長

柔軟に対応すると、そういうことですね。

では、この件についてはよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

それでは、挙手多数ということでお願いします。

では、第5号議案、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課参事

23ページをごらんください。

新城市青年の家管理規則の一部改正について、御説明させていただきます。

3月議会におきまして、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を行いまして、宿泊の利用を中止しましたので、24ページの表にあります右側の旧の中ほどですが、第2条の青年の家を利用することができる時間の括弧としまして、(宿泊の場合は除く。)という文言を削除するものであります。

それに伴いまして、2枚ほどめくっていただきまして、29ページであります。様式第1の表の4段目にあります利用人数のところですが、旧のほうには宿泊男女と人数がありますので、これを削除しまして利用人数のみといたしました。

1枚めくっていただきまして、許可書のほうも4段目にあります宿泊の欄を削除させていただくものであります。

以上です。お願いします。

○委員長

では、御質問等あったらお願いします。

○委員

また同じような話なんですけど実際には夜の利用ってどのぐらいあるんですか。年間、5時以降で。

○生涯学習課参事

体育館も含めてでよろしいですか。

○委員

はい。

○生涯学習課参事

ちょっと資料が。

○委員

大丈夫です。

○教育長

結構、多いです。

○委員

体育館、多いですよね。やっぱりそうなんですね。

やるところがないですしね。

○委員

ないですよ。

○委員長

あといいですか。

ちょっと私のほうから。宿泊はもうやらないということなんだけれども、今後見直して宿泊できるようにするのか、今のところは恒久的にもう宿泊はしないのか、そこら辺どうなんですか。

○教育部長

やめます。

これは規則なんですけど、条例改正をもうしてしまいましたので、宿泊の条項をとってしまいましたので、それで基本的には宿泊はもうこれで廃止になります。ただ、将来的にまた復活をするというのであれば条例改正からまたやっていくという話になります。

○委員長

しかし、今のところそういう予定はないと。

○教育部長

はい。

○委員長

そういうことですね。

あとはよろしいですか。

では、ただいまの案件について、賛成の方挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

では、皆さん賛成ということですよ。

第6号議案、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

35ページになります。

新城市生涯学習推進員の委嘱であります。

36、37、38ページで、それぞれの地区の新年度の生涯学習推進員のお名前が入っております。

各地区から御推薦、報告のありました方々、新年度のお願いをするところでもありますけれども、お名前が空白になっている部分がございます。これはまだ地区で総会等開催されておらず、次の方のお名前が出せないということで、空白の部分については次回の教育委員会会議に間に合えばそのときに名前の報告を申し上げまして、御承認をいただきたいと思っております。

○委員長

以上ですね。御質問等ありますか。

この新城市生涯学習推進員というのは、市の職員と兼ねておっても全然問題ないですか。

○生涯学習課長

報酬は払われませんが、できたと思いますが兼ねる方はないです。

○委員長

学校職員の場合はどうですか。

○生涯学習課長

学校職員もできると思いますが、兼ねる方はおられないと思います。

○委員長

でも、学校の先生、ありますよね、ここ。今ぱっと見たら、ないですか。違うのかな。非常勤なんかはいいんですか。

○生涯学習課長

非常勤とかは、入られているかもしれませんが。

○委員長

近所の人、そういうこと承知しているんですよね。こういう条件の人はここには入れないということ。

○生涯学習課長

それを踏まえて地区からお名前をいただいております。

○委員長

わかりました。あと、何か御質問ありますか。どうぞ。

○委員

前は女性が1人だったんですけど、今回はお名前を見させていただいたら今のところ2人にふえていらっしゃるの、よかったなと思いました。

○委員長

あといいですか。

では、賛成の方、挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでよろしくをお願いします。

第7号議案、文化課、お願いします。

○文化課長

39ページをお願いします。

新城市文化財保護審議会委員の任命につきましては、新城市文化財保護条例によりまして、文化財保護審議会の委員は教育委員会が任命する10名以内の委員で組織し、任期は2年で、再任を妨げないとなっております。本年度末が現在の委員の任期となりますので、平成28年度からの2年間の新しい委員の任命について、お諮りをいたします。

候補につきましては、次のページに名簿を付けさせていただいております。ご覧の7名の方となります。この中で、上から4番目の●●さんが新たな委員ということで、そのほかの方は再任となっております。

以上です。

○委員長

御質問等あったらお願いします。よろしいですかね。

では、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成です。

では、第8号議案、同じく文化課、お願いします。

○文化課長

41ページになります。

新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱につきましては、新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例により、審議会は委員8人以内で組織し、任期は2年で、教育委員会が委嘱することとなっております。こちらも本年度末で任期が切れるということで、平成28年度から2年

間の新しい委員についてお諮りをいたします。

候補につきましては、次の42ページの5名の方となります。この中で、一番下の●●さんが新任ということで、残りの4人の方は再任となります。

以上です。

○委員長

こちらは何期目って書いてないけど、これはわかるんですか。

○文化課長

一番上の●●さんが次期で6期目、●●さんが3期目、それから●●さんが6期目、●●さんが4期目であります。

○委員長

じゃあ、御質問等あったらお願いします。よろしいですか。

では、賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでお願いします。

第9号議案、同じく文化課、お願いします。

○文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

先ほど、保存館等にありましたのと同じ内容になりますが、条例によりまして博物館の運営審議会委員が2年の任期になりまして、10名以内の委員をとることになっております。

次のページ、44ページに候補を記載させていただいております。6人の委員の方を考えておりまして、上から3段目、●●先生が今回新たに委員として候補とさせていただいております。ほかの委員の方は、前年度からの継続、同じ委員の方になりますので、お諮りをします。よろしくお願ひいたします。

○委員長

さっきと同じように、何期目かわかりますか。

○文化課参事

●●先生、●●先生が6期、そして●●先生も6期、それで●●さんが3期目、●●さんが6期目になります。

○委員長

ありがとうございました。では、御質問等あったらお願いします。

では、ただいまの提案について賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでよろしくお願ひします。

では、第10号議案、文化課、お願いします。

○文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問の委嘱についてお諮りするものでございます。

学術委員及び顧問につきましては、博物館の設置及び管理に関する規則第2条及び第3条の規定に基づき、委嘱を行うものでございます。

学術委員及び顧問につきましても、2年の任期となりまして、今年度をもちましてその任期が切れるということで、新たに委嘱をということでお諮りするものでございます。

ページをめくっていただきまして、46ページに委員の候補の方を上げさせていただいております。

今回の変更点としましては、植物の委員の方で2名の方が、下の段の顧問のほうに移っております●●さん、そして●●さんになります。そして、新たに植物部門として学術委員に、植物部門の4人目のところに●●さんのお名前がありますが、この方が新たに加わるということで、菌類が専門です。●●先生が菌類でしたので、その後任に若い先生に入っていただくということで考えております。

以上です。

○委員長

これも第何期目ってわかりますか、それぞれ。

○文化課参事

はい。●●先生以外は第6期になります。

○委員長

全員、地学から総務まで。

○文化課参事

はい、そうです。

○委員長

ずっと続けてもらっていると、そういうことなんですね。

○文化課参事

そうです、はい。

○委員長

顧問の方はどうですか。

○文化課参事

顧問の方も全て継続されております。●●先生と●●先生以外は、●●先生、●●先生が6期になります。

○委員長

それでは、●●さんと●●さんは5期、学術委員をやってから顧問のほうは1期目、そういうことですね。

○文化課参事

はい、そうです。

○委員長

どうぞ。

○委員

そうしますと、自然科学博物館の学術委員の委員会というのは、それは12年前に発足したということですか。

○文化課参事



鳳来町時代からあったんですが、新城市に合併した際に、そのまま移行してきたということです。先ほど言いました6期というのも、新城市に移行してからの話になります。

○委員

わかりました。

○委員長

あと、よろしいですか。

では、賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでよろしくをお願いします。

では、第11号議案、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

第11号議案、新城市廃校体育施設の開放に関する規則の制定についてでございます。

47ページを御参照ください。

この3月の新城市議会におきまして、閉校となった体育施設を閉校以前同様スポーツ団体に開放し、スポーツ振興と施設の有効利用を目的とした新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の制定を行いました。

これは、閉校となる学校が小中学校の設置及び管理に関する条例から外れ、閉校以前と同じように開放することができないため、閉校前同様に施設を開放し、利用していただくために必要があるため制定しました。

これに伴い施設を開放する上での細かな規則、新城市廃校体育施設の開放に関する規則を定め、条例と同じくスポーツ振興と施設の有効利用を図るためのものです。

先ほど申し上げました管理面のことでございますけど、第3条では運営委員会ということで運営委員を設けるということをうたっております。

第4条では、施設の管理指導員を設置するということをうたっています。

そのほかにつきましては、現行小中学校開放に関する規則等と同じ文言が並べてございます。

○委員長

そこまでですね。何か御質問等あったらお願いします。ちょっと、私のほうからいいですか。

第3条の5項のところ、教育委員会は、必要に応じて運営委員会の代表者による連絡会議を開催するということですが、これは廃校の体育施設についてこういうことなんだけども、そうじゃない体育施設の場合は、大体どの程度やっていますか。

○スポーツ課長

これは、年度当初、それと必要に応じて各学校単位でやってございます。

○委員長

それは学校単位ね。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

これは、教育委員会がというのか。

○スポーツ課長

これは必要に応じて、例えばこういった問題が発生したよとって皆さんに検討願うときには招集をかけさせていただくと。

○委員長

年1回やるとかそういうことではないんですか。

○スポーツ課長

そうではないです。

○委員長

こちらのほうはね。

○スポーツ課長

はい。最低でも、2回。始めと終わり。その間に、必要に応じて開催するという事です。

○委員長

では、年2回はやるんですか。

○スポーツ課長

やります。

○委員長

その連絡会議はね。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

年2回はやると。わかりました。

あと、どうですか。どうぞ。

○委員

48ページ、第5条のところ、終了時刻午後10時なんですが、管理に支障のない時間というの、この辺は時間的にはどういう意味ですか。

○スポーツ課長

施設の隣接する民家から苦情がない、多分ないと思うんですけど、いわゆる学校ではもうございませんので、ほかに使うとかはない。だけど、マナーとかそういった面で余り遅くまで使っておって、隣接するところから苦情等が入らないような配慮でございます。

○委員長

どうぞ。

○教育長

来年度の学校教育の重点項目の一つに眠育というのがあるんだけど、ママさんバレー等で低学年の子供や幼児を連れていってしまうと、10時までやっていると、とてもじゃない睡眠が確保できないというようなことがあるので、ここらあたりについての配慮というのをまた考えていく必要があると思いますので、また学校教育と相談しながら進めていただけたらとお願い申し上げます。

○委員

始まりの時間、別に定めはなし。

○スポーツ課長

はい。朝の8時半からでしたか。

○委員

土日祝日なんかもとりあえず支障がなければということですね。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

今、課長が言われたことで、例えば夜10時に終わる。それで車に乗るときにみんなでしゃべったり、車の音がうるさいとかそういうようなことで苦情があったことはあるんですか。

○スポーツ課長

やはり、体育館、今現在使われておる施設、体育館で、体育館の利用時間10時に終わってしまうんですけど、さあ帰るまでにわあわあつい話はずんで20分、30分たっても帰らないとって、そういった苦情があったときもあります。

○委員長

そうですか。現実にあるんですね。

○スポーツ課長

はい。

○委員

私は学校のそばなものですから、前の講堂のときには小さい子供さんがやっぱり9時過ぎまでいて、お母さんがとにかく終わるまで待っていて、それから体育館シューズの音もうるさかったですし、子供たちの声もそこまで聞こえて、大丈夫かしらと思ったことが何回もありますので、やはり親御さんも自覚していただくということもやっぱり大事かなと思います。

○教育長

子供連れの場合、やっぱり教育委員会として貸し出すわけですので、何らかの配慮が必要になるところですよ。

○委員長

どうぞ。

○委員

学校があるうちは、管理もやりやすいですけど、廃校になったと学校を開放するとどういう問題が起きるかなということを考えますとね、学校があるうちでも、あまり適切でないような使い方は起きましたよね。それがすぐに対応ができないということが考えられると思います。

例えば、夜間に使って、トイレの電気がつけっ放しで施錠されて帰られてしまったとか、たばこの不始末があったとか、廃校施設の場合には、すぐに対応ができないことが心配されます。

それから鍵も多分使用団体に預けられると思いますが、そういった管理面の対応をきちっとされることが必要だと思います。開放運営委員会も教育委員会で行われるということになるのかなと思いますが、そうすると遠い学校の場合でも、ここまで来ていただくことになるわけですよ。そういうところも問題かなと思いますが、何にしても問題が起きないように対応をお願いしたいと思います。

○委員長

今のは第4条の3のあたりですか。

○委員

そうですね、はい。第4条の3ですね。貸し出し、異常の有無というところですね。

○委員長

心配されると、そういうことですね。

○委員

はい。

○委員

今の第4条の3というのと、私最初に管理指導員は、貸し出し中はずっと一緒におられるのかと思ってしまったんですけどいいんですか。

○スポーツ課長

廃校体育施設ごとに開放運営委員会を設けます。これは各利用団体から出ていただきまして、その中で組織されます。それで、各利用団体の中から一応責任者、いわゆる管理指導員という名目の方をそれぞれ1名ずつ置くと。その方が責任をもって管理していただくという意味合いになっています。

○委員長

ある意味合理的ですよ。

○スポーツ課長

はい。

○教育長

禁煙条項は書かれてないけど、各運営委員会で守られているよね、禁煙は。

○スポーツ課長

はい。閉校施設について、まだやっていませんのでわからないんですけど、各学校においては禁煙というのは徹底されておるみたいですよ。

○委員長

いいですか。

では、第11号について賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということをお願いします。

第12号議案、スポーツ課、をお願いします。

○スポーツ課長

第12号議案、新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を廃止する規則についてでございます。

さきの9月定例教育委員会会議におきまして、閉校となった学校体育施設を市民開放する場合において、新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則に当てはまらないという理由により、新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正し、広く市民のスポーツ活動の場として開放し、多くのスポーツ団体に利用していただくために改正をお願いしたところでございますが、第11号議

案の新城市廃校体育施設の開放に関する規則の制定により、この新城市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を廃止し、以前の規則に戻すというものです。

○委員長

具体的な内容は。

○スポーツ課長

具体的な内容につきましては、以前は各小中学校の体育施設の開放規則というような形に、無理やりなんですけど、閉校した学校もそのまま残して使えるようにしようではないかということで、一部改正を行ったわけなんですけど、この学校体育施設の設置管理条例から外れてしまうがために、新たに設置管理条例を設けなければならないということで、第11号議案のほうで説明させていただいたように、3月議会におきまして条例を制定しましたので開放できるようになりました。

その規則を第11号で定めまして、以前一部改正したものは無い事と。

○委員長

必要なくなったと。

○スポーツ課長

それで新たに元に戻すという格好になります。

○委員長

じゃあ、御質問等あったらお願いします。よろしいですかね。

では、賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでお願いします。

では、最後の第13号議案、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

第13号議案、新城市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

平成27年度で、本市の非常勤公務員であります新城市スポーツ推進委員が任期となります。そこで、新たにこの4月から2年間、スポーツ推進委員32名の委嘱が必要となりましたので、52ページに32名のスポーツ推進委員名簿を添付してございます。

表を見ていただきますと、新城地区では5つの体育振興会から20名が推薦されています。鳳来地区では公民館を7ブロックに分け各公民館長より8名が推薦されています。作手地区では旧4小学校区の代表区長より4名が推薦されております。

以上でございます。

○委員長

ここの経験年数というところのゼロという方が新たになった方、そういうことですね。

○スポーツ課長

はい、そうです。

○委員長

22年の方が一番長いのか。

○スポーツ課長

そうですね。●●さんと●●さんが22年。

○委員長

わかりました。何か御質問ありますか。

では、賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長

では、全員賛成ということでお願いします。

非常に早く進ませていただいたんですけれども、一応1時間半たったので、ここでトイレ休憩にします。10分休憩といたします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

日程第4 協議・報告事項

○委員長

では、日程第4、協議・報告事項へ移ります。

初めに、部長さん、お願いします。

○教育部長

私からは、3月定例会市議会の概要をかいつまんで御報告申し上げたいと思います。

3月の定例会市議会は、2月の25日から3月18日までの23日間で行われました。付議された議案は全部で102案件ありまして、そのうち教育委員会に係る議案が10件ございました。補正予算が2件、当初予算が1件、それと条例が、ただいま規則の制定を御承認いただきましたが、その基本となる条例の制定等がございます。

それから、特に今回特色のあったのが、作手小学校の工事の契約の変更した案件がございました。それと、4月からの新教育長の任命、これは現教育長の和田教育長が承認されました。それから、教育委員を1名、増員をするということで、今後ろに、きょう来ていただいておりますが夏目みゆきさんを新しい教育委員にということで、議会の同意は得られておるものであります。

それから、一般質問でございますが、3月議会は議会初日に教育長から教育方針説明をしております。ですので、その教育方針説明を受けた代表質問というのがございます。厚生文教委員長の山崎祐一議員からございました。

まず1点は、めざす共育の基本的な考え方と成果はということで、基本的な考え方については、平たく言えば学校に地域住民が集まって、子供と共に学ぶことで元気になる活動であると。成果見込みは学校・子供を核に地域のいまと将来を考えて活動することで、人と人の結びつきが強くなり、地域の元気に貢献するものであると考えておるという答弁をしております。

それから、2点目として教育委員会制度の変革についてで、学校運営指針が教育大綱から教育振興基本計画に変わる。教育現場で何がどう変わるのかという質問でございますが、教育振興基本計画をもって大綱にかえるということにしているため、教育現場においての変更はないという答弁をしております。

それから、責任体制の明確化はどこで担保されるのかという質問に対しましては、新制度では委員長と教育長を一本化した新教育長になるが、これまでどおり一般市民の考え方を反映した教育委員の

合議制に基づいて意思決定をしていきます。ただ、新教育長の責任が明確になったことで、危機管理体制の構築が迅速にできるようになりますという答弁です。

それから、3点目として、学校と地域の共育活動についてということで、青少年スポーツに関し、学校スポーツと地域スポーツの役割と現状・成果という質問であります。学校スポーツでは、保健体育の授業、部活などの平等な機会を通して、運動に親しみ健康な心身を養うように取り組んでおり、全国体力運動能力調査においても良好な成績を残しております。地域スポーツにおいては、体育協会等で開催する活動に参加し、技能や人間力の向上を図っており、各種目で活躍しております。

課題としては、少子化や指導者不足で、部活動の維持が困難になってきています。この解決のためには、共育による地域スポーツとの連携による部活の再構築と幅広くスポーツができる体制づくりが必要であると考えておるといふ答弁でありました。

それから、市民スポーツに対する考え方はという質問に対しまして、市民スポーツではそのかわり方は多様であります。運動のきっかけづくりや幼児期からの運動習慣の定着、高齢者の健康づくりなどのスポーツを通して、元気なまちづくりにつなげていきたい。新城市生涯スポーツ振興計画を策定し、その振興を図っていきます。

それから、次に眠育に対する考え方の質問です。子供には十分な睡眠が必要であるけれども、近年その睡眠が脅かされており、いじめや不登校の原因とも言われています。そこで、生活や睡眠のリズムを子供が自分で整えられるよう眠育を始めますと。その指導は、家庭と連携をして取り組んでいきたいという答弁であります。

それから、共育の成果見込みとして学力、体力の向上はという質問であります。これは、個々に検証データを数値であらわすことは困難であります。しかし、学校においてふるさと先生や大人たちとのふれあいや、自然、文化財に触れることで学習意欲や体力が向上し、ふるさとへの愛着が増すことは確かです。共育をしない場合に比べて、それらは総合的に向上していると考えられるという答弁をしております。

それから、4点目として学校教育施策についてということで、「英語の日」の創設のねらいと将来像はという質問です。グローバル化の中で、英会話力を養うことは重要であると。日常生活において、英語でコミュニケーションを図ることができるよう英語の日を創設をしますと。将来的には、外国人に対しても堂々と自分の考えを述べ、意思疎通ができる人間になってもらいたいと考えておりますという答弁をしております。

それから、小中学校及び高校連携の強化による目指す将来像はという質問です。校種をまたいだ交流により、教師の子供の理解が深まり、授業力向上や教科専門指導、特別支援教育などで成果が期待できる。子供の交流も学年相応の自覚や年長への憧れ、異年齢の中での処し方など、社会力を養い、思いやりや豊かな感性を育み、人間力の向上に寄与する。こうした連携を幼児期から高校まで強化することにより、継続した教育支援が可能となり、発達障害や不登校、問題行動など学校現場が抱える課題の解決に有効に機能していくと考えておりますという答弁をしております。

以上が山崎議員に対する答弁であります。

それから、長田議員から、市内の県立高校の今後の在り方について、全部で3点質問がありました。

新城東高校と新城高校の統合案に対して市教委の見解を伺うということが1点です。理想は、普通科と専門学科からなる現行体制の維持です。しかし、今後の生徒数の減少を考えると統合はやむを得

ない。とはいえ、市内の高校は新城奥三河の将来にわたる人材育成の要であるため、統合校は将来に向けて大いに魅力ある学校にしていくべきであると考えているという答弁です。

2点目として、昨年末に市内県立高校の今後の在り方について要望書を提出されたがその内容について伺うということで、今まで教育委員会会議や校長会議で対策を協議してきたと。県に対しても、新城奥三河の地元意見を尊重するよう要望しています。新年度より県教委と地元において統合校の在り方を協議していく場を設けることになっていますという答弁です。

3点目として、特に中学生、保護者からの心配の声が上がっているが、市民への周知方法はどうかという質問であります。高校は県立ではありますが、市教委としても地元の各方面の意見を聞き、新城奥三河の人材育成の拠点となる理想の高校創設を目指して、県教委と協議を進めるとともに教育委員会会議や校長会議を通して適宜情報提供をしていきますという答弁をしております。

それから、丸山隆弘議員から、特認校制度の導入について質問がありました。

どのような制度か、なぜ今導入するのかという質問であります。これにつきましては、特認校制度の説明をしております。それで、今後少しでも児童がふえれば、学校と地域の活性化につながると考えて導入をしていくものと。

それから、2点目として、該当校はどこか、また1校とした理由はということ。該当校は、鳳来東小学校と庭野小学校です。鳳来東小学校については、学校と地域が協力して子育て世代の転入を図ってきた「K I S T E N（キステン）」という活動実績があり、特認校としての受け入れの素地ができてからであります。

それから、3点目として導入小学校のメリット、特色ということで、保護者や子供の心を引きつける特色ある教育活動を展開しており、地域の受け入れ体制も進んでいるからであります。

それから、4点目として、来年度は試行だが、その後はどうかという質問であります。保護者や子供が特認校制度と学校の教育方針や学習活動をよく理解することが大切であると。そのためには地域の意思の確認と、保護者の学校理解の機会が必要で、サマースクールなどの生活体験の機会を設けて、その様子を参考に次年度以降の方針を決めてまいりますという答弁をしております。

それから、次が浅尾洋平議員で、中学生議会で東郷中学校体育館の建て替えを検討するという答弁があったが、具体的な計画はどうかという質問であります。現時点では、具体的な計画はありません。今後建て替えか大規模改修か、またその時期や場所を決めて検討をしていきますという答弁をしております。

それから最後ですが、滝川健司議員から、学校再配置指針と特認校についてということで2点質問です。再配置指針から特認校への方針の経緯はという質問で、学校再配置検討会、小学校再配置指針の地元説明経緯をまず説明しました。残る再配置該当校は鳳来東小と庭野小で、2校とも現時点では統合の意思はなく、地域として学校を存続させ、盛り上げようとしておる。特に、鳳来東小学校では、「K I S T E N（キステン）」の活動によりIターン、Uターンの子供がふえている。こうした動きを支援し、さらに児童がふえれば学校と地域の活性につながると考え、新年度より試行を始めるものと。

それから、2点目で、先進市の現状と本市における可能性、将来性について。近隣では、豊田市と豊橋市が行っております。それぞれ25人、21人が活用しております。新城市は、それらの市とは状況が異なりますけども、鳳来東小学校ならではの特色ある教育、地域の受け入れ体制、通学の利便



性等の利点を保護者や子供が理解すれば可能性は広がるものと考えておりますという答弁をしております。

以上、一般質問であります。議会の概要は以上です。

それと、1点、新年度の新都市の組織機構についてですが、これは先ほどありましたように、生涯学習課とスポーツ課が統合されて、スポーツ共育課になります。その中に、共育推進係、それから図書館係、それから市民スポーツ係という3つの係が置かれるというような体制になります。

私からは以上です。

○委員長

ありがとうございました。何か御質問ありますか。どうぞ。

○委員

答弁なされた内容の中に、公立高校の統合について県教委と地元との話し合いの場を設置するということ、それはもう確定ですか。

○教育長

一応、私と県の部長との間では、言質を得ております。だから、文書を交わしたとかそういう形ではないですけれども、年度末か新年度に一度県教委を訪問して、決めていきたいと考えております。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

あと、どうでしょう。よろしいですか。

○委員

小規模特認校に対する質問があったということなんですけども、どうなんですか、その反応というか、それに対して市議会としては応援しないとね、みたいな感じがあるんですか。

○教育部長

特認校制度については、お二人の方からありました。新しい制度の導入に対して否定的ということではありません。特に、丸山議員については全くWelcomeのスタンスで質問されております。それから、滝川健司議員については、特にほんとに子供が来るのかという心配はされてみえましたが、否定的なものではございませんでした。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

鳳来東小学校については、サマースクールをやるということであれば、6月ぐらいのところで広報するとか、それから先ほど教育長報告で言いましたように、さまざまなイベントをしっかりとアピールしていくような戦術が必要なんではないかなと考えております。

○委員

よろしいでしょうか、今のところで。

○委員長

どうぞ。

○委員

先進校訪問というんですか、見学というのをお考えでしょうか。例えば、豊橋のやっているところを見にいくとか。

○教育長

今のところ、考えてないですね。

○委員

そうですか。

○教育長

ええ。やっぱりそれぞれの事情が違うものですから、豊田や豊橋においては小規模校に対して、都市部からのそういった転入というのを考えているわけであって、うちは小規模校でない学校というのはないものですから、少なくとも小規模校から小規模校へという転入は認めずに、庭野から鳳来東とかそういうのはなしで、それ以外の学校からの転入希望があればという形で考えていきたいと。

だから、制度上の見習いということはできるかもしれないんですけども、実質的なものについてはやはり鳳来東小独自のものになるのではないかなと考えます。

○委員

私も、すごく周りがどんなふうに行っているのか、とっても気になっています。校区はちょっと違いますが、私は特に地元なので。豊田市の小規模特認校、ありましたよね。そこなんかは、市内からの移転というのはもちろんあるんですけども、そのまま引っ越ししてしまうということも結構声が上がっているんです。そういう御家庭も見えるということなので、一遍勉強させてもらいたいなど思っているんですが、自治区からそういうことをお願いしたいと言った場合、教育委員会で取り次いでいただくこととかできますか。

○教育長

それはできます。

○委員

見学させてくださいということで。ありがとうございます。

○委員長

では皆さん、確認ですけど、残りが13項目あって、例えば1件5分だと65分かかります。そうすると、もうそれだけで5時15分ぐらいになってしまうので、3分ぐらいでやらないと予定の5時に終わらないので、ちょっとそこら辺考慮いただいて、よろしくをお願いします。

最初に言いましたように、きょうまだ次の会議がある方が見えるので、できるだけ、長くても5時には終了したいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

では、(2)教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

資料の53ページになります。

要綱の改正になりますが、本年度行政課より全庁的に各課が管轄する補助金交付要綱の整備等について通知がありましたので、教育総務課で管轄する要綱3件について、不備な箇所等の改正を行うものであります。

1件目が新城市小学校校歌制作事業補助金交付要綱で、第4条のところに「補助事業に着手する日の7日前までに」という部分を追加するものです。交付申請の期限が具体的に入っていないというこ

とです。

あわせて、次の要項に移ってもよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○教育総務課長

はい。

2件目は、56ページをごらんいただきたいと思いますが、新城市立小学校閉校記念事業交付金交付要綱ですが、こちらにつきましてもただいまの改正と同じく、申請期限を明記するもので、第4条のところに、「4月1日までに」という部分を追加しております。改正はその1点です。

それから、3件目が、59ページになりますが、新城市通学費補助金交付要綱になります。こちらについても、申請書の提出期限を規定するもので、第5条のところに、これまでは「定められた時期までに」と入っていたんですが、それを、「上半期分については4月1日まで、下半期分については9月1日までに」と変更させていただきます。

それともう1点改正がありまして、61ページの別表になりますが、補助要件のところ、今回鳳来寺の統廃合により、学校までの通学距離が変わりますので、その整合性をもたせる修正をしています。以上2点の変更となります。

以上、教育総務課の3件について説明しました。よろしくをお願いします。

○委員長

御意見等あったら、お願いします。

年のために確認ですけど、この校歌作成事業の補助金交付要綱並びに閉校記念事業交付金交付要綱というのは、平成27年4月1日から施行になっているんだけど、これって教育委員会会議のときに、前、出されているんですよね。

○教育総務課長

出していたかと思うんですが、もしかするとちょっと抜けていた可能性もあります。

○委員長

皆さん、記憶にありますか。

○委員

それって、補助を認めましょうってできたものですよ。話はしましたね。

○委員長

この要綱、出ましたか。

○委員

話題にはのっていましたが、この要綱は出てなかったです。

○委員長

その話題は出たけど、この要綱は初めてですね。そうですね。

○委員

もう既に、校歌も制定されて、閉校記念式典も終わっていますが、これらはこれから申請して間に合う形なんですよ。

○教育総務課長

はい。もう既に済んでいる部分については、申請いただいておりますので。

○委員長

それじゃ、黄柳川、作手、そして今度の鳳来寺にかかわる校歌等についての要綱が、27年4月1日できておったのを今のところをきちんとしたいと、簡単に言うとそういうことですね。

○教育総務課長

はい、そうです。

○委員長

何か御質問、ありますか。いいですかね。

以上、3点について、皆さんこれでいいということですね。

○委員

はい。

○教育総務課長

ありがとうございます。

○委員長

よろしくをお願いします。

では、学校教育課、一括にしますか、別々にしますか。

○学校教育課長

もし、一括でよろしかったらそうさせていただきます。

○委員長

では、一括で。どうぞ。

○学校教育課長

それでは、学校教育課から2つについてお願いいたします。

まず初めに、新城市学校における食物アレルギー対応の手引きについてということであります。

これにつきましては、別紙でこういったものがお手元にあるかと思えます。現在学校においては、食物アレルギーを有する子供がおります。実際にそういった子供たちがショックを起こしたとき、アレルギー対応への体制をどうやって整備するか、緊急時にはどのように対応したらいいかというようなことが、子供の安心・安全を担保する上で大切なものとなっております。

この冊子は、新城市の栄養教諭、栄養職員、養護教諭が中心となりまして、学校現場におけるそういった問題にどのように対応したらいいかということについてまとめたものであります。

実際に、ある学校で食物アレルギーになって、救急車を呼んで生徒を運んだといったことがございました。そういった意味で、この指針となるべき手引きを作成して、これをもとにして今後の対応に万全を期していきたいと考えております。

たくさんのページ数になっておりますので、またご覧いただけたらと思えます。紹介させていただきます。

次に、平成28年度「体得知」の教育活動推進事業の研究委嘱校について、報告させていただきます。これは、ページ数でいきますと64ページになります。

平成28年度の研究発表校は4校であります。新城小学校、東郷東小学校、庭野小学校、鳳来中学校がそれぞれ研究テーマをもとに研究をしております。10月27日に4校一斉に研究発表を行いた

いと思いますので、教育委員の皆様には大変御多用なところ申しわけありませんが、お時間が許す限り御参加いただけるとありがたいです。

なお、本年度、新たな委嘱校ということで、八名小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校、八名中学校の4校を考えております。この事業は、2年ごとで完結していくということでもありますので、そうなりますと、参考というところに書かせていただきましたが、平成29年度の新たな委嘱校というのは、残りの4校ということになります。舟着小学校、統合された鳳来寺小学校、2校舎が1校舎になる作手小学校、作手中学校と、このような形でこの事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

なお、本年度と同じように豊川との交流も行い、教員の力量向上を目指していきたいと考えます。よろしくをお願いします。以上です。

○委員長

後のほうのことについては、また近づいたら教育委員を割り振って、それぞれ行くような形にすればいいですね。

○学校教育課長

よろしくをお願いします。

○委員長

では、今の2点について、御質問等あったらお願いします。

○委員

体徳知の教育活動の研究推進ですが、2年で研究発表まで行うということですが、これってローテーションがあって、何年間に1回は研究委嘱を受けるという形になるのですね。

○学校教育課長

ローテーションというか、この体徳知の推進事業が始まって、市内の学校すべてが委嘱されるという形になります。最終年度が先ほど申しましたが舟着、鳳来寺、作手小中が、平成29年度に第1次ということになりまして、平成30年度発表で終わりという形になります。

○委員

先生方の研修、力をつけるという意味で、非常に有効な形かなとは思いますが、自主的に手を挙げた学校に委嘱するということであっても、全校が何年間のうちに研究委嘱を一度は受けざるを得ない状況になるわけですね。

研究というと先生方の負担は、やはり相当なものになると思うものですから、多忙化が気になっているんです。特に中学校の場合、ただでさえ部活動指導に時間をとられているわけですから、それを一番心配しています。

あわせて、豊川市との交流ということも気になります。交流を始めることは容易だったと思いますが、どこで切るかというのは、また難しい問題になるのかなと、他市が絡むとこちらの意向だけで進められなくなりますから。研究委嘱もそのローテーションが一巡したら、2巡目に入って、今後も継続していくという予定でいるのかどうかということも気になりますけど。

○学校教育課長

まず、私が委嘱と申しましたものですから、委員から全部割り振っていくというようなイメージでとらえられたかと思いますが、自分の学校から研究をしたいと手を挙げていただいた学校が4校中2

校、それでは指定するのが2校というような形で進んでおります。

なので、例えば平成28年度、来年度の研究委嘱校でいいますと、八名小と八名中は自分から進んだ研究校です。鳳来中部小と鳳来東小についてこちらで指定した形になっております。

それから、豊川市との交流ということにつきましては、実際には教員が互いに研究成果などを見合うことがあります。例えば28年度でいいますと、10月27日に新城の教員も豊川に出かけさせてもらう。それから豊川の教員もこちらに来てもらう。そして、研究の成果を見せてもらうわけです。

本年度で、ちょうど3年目になりますので、今後どうしていくかについては、平成28年度を1つの節目として考えていきたいと思っております。

なお、委員が心配してくださいました教職員にとって負担がかかるといったようなこと、負担と言えばそういえるかもしれませんが、自分の力量向上、子供に還元できる力を高めるという点において、こんないい機会はないと思っております。できるだけ無理をしないように、そしてプラス思考で前向きに取り組んでいってほしいというのが、学校教育課としての願いであります。

よろしく申し上げます。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい、結構です。

○委員長

あと、どうでしょう。いいですか。ではどうも、ありがとうございました。

生涯学習課、3つありますがどうしますか、これ。

○生涯学習課長

それでは合わせて。

○委員長

いいですかね。

○生涯学習課長

では、生涯学習課が所管します補助金交付について協議をするものであります。協議の内容につきましては、先ほど教育総務課から御報告をさせてもらったものと同様であります。

所管します補助金につきまして、まず一つ目、生涯学習活動費補助金交付要綱の改正でございます。新旧対照でごらんいただきたいと思っておりますので、68ページをごらんください。

今回、それぞれ所管する部署におきまして要綱を整備するよう、行政課から例示されました内容に沿い字句等を訂正したりしております。

大きく異なるところにつきましては、69ページ下になりますが、第6条のところになります。これまで、旧では補助金交付申請等は第6条で「交付申請等の手続きは、規則により行う。ただし、様式については、次の表に掲げる様式を使用する。」として、市の補助金交付規則に沿った事務手続き等に依存をしていましたが、今回整備をいたしまして手持ちの補助金交付要綱で交付の申請、交付の決定、それから変更等の申請、中止の申請等、状況報告、実績報告、補助金の額の確定、補助金の交付、交付決定の取り消しなど、生涯学習課の交付要綱での手続に改め、制定をさせていただいております。

補助金の額等につきましては、従前のものと変更はございません。

続きまして、新城市社会教育団体活動事業補助金交付要綱ですが、こちらも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。76ページになります。

こちらにつきましても、旧の第6条に補助金交付申請等、これも市の補助金規則により行うとなっておりますが、これも独自の交付要綱で定めたものであります。

補助金等の額については、第5条をごらんください。これまでと同様小中学校PTA連絡協議会、子ども会連絡協議会は定額であります。それから、単位子ども会の補助金ですが、均等割で1団体当たり1万円、それに人数割で、これまで小学生の会員数掛ける100円としておりましたが、単位子ども会の中にはこども園の園児、中学生も含めて地区で活動されておられるところがありますので、それらの単位子ども会の負担軽減ということで、園児と中学生も子ども会に入っておられれば、その部分についても補助をすることとし変更してあります。後は同様でございます。

それから最後に、81ページの新城中央公民館分館下水道排水設備設置費補助金になります。対照表が84ページからになりますが、これも変えてございます。

こちら、市で進めております公共下水道、農業集落排水施設等の区域の拡大等によりまして、各地区にあります集会施設等がそのエリアに入りましたときには、下水道に接続できる排水設備に改修する必要がございますので、その部分を補助してきたわけでありまして、これについても独自の要綱で手続を定めるものであります。

こちら補助金の額等については変更はございません。手続を改めて設定したというものであります。

以上です。

○委員長

何か御質問等あったらお願いします。

ちょっと確認の意味でいいですか。二つ目に説明していただいた社会教育団体の活動事業補助金のときに、今までは小学生の会員数だったのが園児と中学生の会員が新たに加わったということですが、これは園児の数と中学生の数を加えるというわけではなくて、活動している園児と中学生と、そういうことですよ。

○生涯学習課長

子ども会に正式に登録しておられる園児、中学生になります。これは、各団体で安全会という保険を掛けており、そのときに出される構成員全員を補助するという形にしております。

○委員長

三つ目のところですけども、下水道の設置費の補助金ということなんですが、これでは、この通知文は公民館長に対して出されるんですか。

○生涯学習課長

はい。生涯学習推進委員に。

○委員長

生涯学習推進委員に対して、まずこれは周知徹底されるわけですね。

○生涯学習課長

はい。

○委員長

わかりました。どうぞ。

○委員

疎くて申しわけないんですが、生涯学習活動費の補助金の件なんですけども、これというのはもう各コミュニティというか、区だったりに割り当てられているという感じのものなんでしょうか。申請を出してもらって、やりたいなというところが、任意の団体というか地縁に基づくような団体であればやれるということですか。

○生涯学習課長

この対象は、基本従前の公民館活動に対してです。

○委員

公民館活動ですね。

わかりました。ありがとうございます。

○委員長

あと、よろしいですか。どうぞ。

○委員

今、子ども会の補助金の話があったかと思うんですけども、スポーツ少年団なんですけど、あの制度ってそのまま中学校の部活の受け皿を育てていくのに使える制度かなと思います。ただ、算定基礎は小学生だけが基準になっているんですね。中学生が入っていても、増額がされないということになると、中学生を何とか受け入れる体制をこれからつくっていかうという状況等にしては、ちょっと別の制度をつくるか、それを拡大していけるような形をとっていかうということも検討していただけるとありがたいと思います。

○スポーツ課長

呼び名を変えて、スポーツ少年団というやっぱり上部組織、日本スポーツ少年団という大きな団体がありまして、そこに加盟するかしないかという部分で補助金が出るか出ないかという見解なんですけど、今言われた中学生は対象外ですので、新たにもしやるとしたら中学生を対象にしたような形のものを検討していかなければならないのかなと考えています。

○委員長

さきに生涯学習課長さんの言ったのは、新城市のものですよね。それで、今スポーツ課長が言ったのは国のほうからつながっているから、独自に新城ではできないと、そういうことですか。

○スポーツ課長

一応、スポーツ少年団に対する補助金というのが市、県、国と上がっていくものですから、そこに加盟するか加盟しないかで補助対象外、対象内というような規定に割り振られてしまうんですけど、今言った新城市独自の中学生を対象にした補助金制度というのを設けていけば、そういった日本スポーツ少年団という捉われない形ではいけるかとは思いますが、

○委員長

それは可能なんですか。

○スポーツ課長

市で決めれば特段問題はないと思うんですけど。

○委員長



新しくスポーツ共育課ができれば、先ほどの整合性はできますよね。一方は、県や中学生も入る、こちらは小学生だよという。

○スポーツ課長

今後、この席でもんでいただければと思います。

○委員長

そういうことだね。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

いいですか。後はどうでしょう。よろしいですかね。ありがとうございました。

では、文化課、5つあるけども、どうしますか。

○文化課長

一緒をお願いします。

○委員長

どうぞ。

○文化課長

こちらも、先ほどと同じように、補助金交付要綱の改正になります。

5つの補助金交付要綱の制定となっておりますが、この5つの補助金につきましては、本年度まで文化課につきましては、補助金交付要領という形で補助金を交付しておりましたが、新城市補助金交付要綱の廃止に伴いまして、今回新たに補助金交付要綱に変えて制定したものであります。

したがいまして、対照表というのは付いていませんが、まず88ページの新城市文化協会補助金交付要綱につきましては、新城市の文化協会の運営及び事業実施等に対して補助金を交付するものでございます。

内容につきましては、行政課で出されたひな形に基づいて作っておりますが、従前の要領の内容と基本的には一緒になっております。

それから、91ページの新城市文化財保存事業費補助金交付要綱につきましては、指定文化財の保存事業及び保存施設の建設、それから指定無形民俗文化財の保存伝承事業に対して補助金を交付するものです。

交付先につきましては、所有者や保存団体、それから管理者等となっております。

それから、95ページ、新城市郷土研究会補助金交付要綱につきましては、新城市の郷土研究会の運営管理に対する事業費等に対して補助金を交付しております。

交付先としましては、郷土研究会となっております。

それから、98ページ、設楽原決戦場まつり補助金交付要綱につきましても、決戦場まつりの運営管理に関する費用等に対して補助金を交付するということで、設楽原を守る会に対しての補助金となっております。

それから、101ページになります。作手古城まつり補助金交付要綱につきましては、作手古城まつりの運営管理に対する事業に対して補助金を交付するということで、作手古城まつり実行委員会に対して補助金を交付するというものであります。

いずれも、先ほど申しましたように、補助金交付要領に基づいて改定をし、新たに要綱として制定したものであります。

以上です。

○委員長

要領が要綱になったということは、少し規範性が高まった、強まったという感じなんですか。

○文化課長

規則があって、それに基づいた新城市の補助金交付要綱というものがあつたものですから、文化課では補助金交付要領という形で、以前はもう少し細かい部分を制定していましたが、新城市の補助金交付要綱の廃止に伴い、要綱と要領を合わせて一つのものにしたという形になります。

○委員長

要するに、今までと一緒だよと、そういうことですね。

○文化課長

はい。内容的には一緒です。

○委員長

何か御質問等あつたらお願いします。どうぞ。

○委員

ずれているかもしれないんですけど、よく教育委員会主催と教育委員会後援とございますが、補助金を出すということは後援というふうに考えてよろしいんですか。

○文化課長

共催の場合もあります。

○委員

共催。

○文化課長

はい。作手古城まつりは共催でやっております。

○委員

その後援というのはどうなんですか。

○文化課長

後援は、例えば吹奏楽団とかの団体が文化的な行事を行う時に、後援というような形で行っています。

○委員

お金は出さない。

○文化課長

お金は出しません。名前だけ。

○委員

名前だけで。

○文化課長

はい。

○委員長

よろしいですか。後はどうでしょう。どうぞ。

○委員

補助金の額って、入っているところと入っていないところがあると思いますが。

○文化課長

行政課からの指導で、ある程度決まっているところは入れなさいというものがありまして、今回文化協会とか古城まつりは載っていますが、例えば文化財保存事業になりますと、個々の団体に金額が違いますので、入れられない部分があります。それと、あと設楽原の決戦場まつりは、当初40万円ということでやっていましたが、平成27年度から全国の鉄砲隊を呼んで事業を行うことになり、平成27年度は60万円になっているものですから、そういう変動があるものについては、金額は入れておりません。

○委員長

いいですか。

○委員

はい。上限幾らと定めているところははっきりしているのですが、そうでない事業はどのぐらいの補助がされているのか見えないのですが。

○文化課長

文化財関係になりますと、実際にかかったものの2分の1とか、3分の1とかになりますので、それによって額が違いますので。

○委員

わかりました。

○委員長

あとはよろしいですか。

それではどうもありがとうございました。

日程第5 その他

○委員長

では、続きまして日程第5へ入ります。その他、最初に教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

以前にも一度、定例教育委員会会議の28年度の予定表を出させていただいておりますが、日程については変更はないのですが、会場について、この部屋が狭いものですから、もう少し広い部屋をとということで、開発センターへ会場を移すということになりましたので、会場の変更ということです。

また、ごらんになっていただきたいと思います。お願いします。

○委員長

先ほど、この会議が始まる前に、教育委員と相談して、5月26日を変えてもらいたいという意見が出ました。それは、都合が悪い方がおりますので、24日の火曜日にしてもらいたいんですけどどうでしょう。即答はできませんか。

○教育総務課長

別にこちらはいいです。

○委員長

はい。

○教育総務課長

会場は未定になりますが。

○委員長

では、5月26日木曜日を、24日の火曜日と、そういう形でお願いします。

では、続けてください。

○教育総務課長

次に、28年度の教育委員の出席会議ということで表がつけてあります。28年度の教育委員さんが出席いただく主な行事について一覧表としてありますので、また御参考にしていただきたいと思います。近づきましたら、それぞれの部署から御案内等差し上げるようになりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長

今の説明のところで、何か質問ありますか。これ、後で見ていただいてということでもいいですかね。たくさんあるので、また後で見ていただくということ。

では、(2)文化課、お願いします。

○文化課参事

資料の一番最後のページになります。新城市の自然誌、博物館開館50周年を記念して、「昆虫・動物編」「地学編」と昨年まで出してきました、今回は最後になります。「植物・きのこ編」が3月20日に発行することができました。博物館をはじめ、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、作手歴史民俗資料館、文化課等で扱っております。非常にいい内容になってると思いますので、またごらんになっていただければと思います。

以上です。

○委員長

では、今のところ、いいですね。

では、(3)のところ、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

お願いいたします。

平成27年度末退職辞令伝達・感謝状贈呈式についてです。

3月31日木曜日、午前11時から勤労青少年ホーム集会室にて式を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。なお、駐車場につきましては、新城小学校の体育館の近くに大きな駐車場がありますので、そこをお使いいただいても結構です。ご都合つきましたらよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長

では、(4)もお願ひします。

○学校教育課長

続いてお願いいたします。

平成28年度発令通知伝達・補職辞令交付式についてということです。

4月1日金曜日、午前10時から勤青ホームの軽運動場にて行いたいと思います。同じく駐車場につきましては、新城小学校に置いていただければ結構かと思しますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長

では、(5)教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

ただいまの教職員の発令通知に引き続きまして、4月1日午前11時15分から、教育委員会の辞令交付式を行いますので、御出席いただきたいと思っております。

○委員長

では、(6)学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

お願いいたします。

教育委員会の歓送迎会についてということでお願いします。

4月1日金曜日、午後6時30分より、湯の風HAZUにおきまして、歓送迎会を行いたいと思っておりますので、ご都合が許す限りご臨席いただけたらありがたいと思っております。

なお、委員さん方には別紙にて内容のことについて依頼状をお配りさせていただきましたので、ご確認いただけたらと思っております。

なお、先ほど申しましたが、バスは本庁舎の砂利駐車場と、それから鳳来庁舎前を通過するというようになりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長

砂利駐車場は何時って言われたの。

○学校教育課長

砂利駐車場は、5時半ぐらいの予定だと思います。

○委員長

5時半ね。

○学校教育課長

はい。

○委員長

開始が6時半ですね。

○学校教育課長

開始が6時半です。

○委員長

一応、ここまでなんですけれど、どうしてもここでということがありますか。

○委員

一つだけいいですか。ごめんなさい。

○委員長

どうぞ。

○委員

総合教育会議のときに、こども園の訪問というのを一応提案したので、具体的に1年かけてというか、ある期間で回っていくローテーションをつくらなきゃならないと思うので、事務方のほうで一つ調整をしていただいて。

○教育部長

わかりました。投げかけてはあります。まだちょっと返事が来てないので。

○委員長

それでは、よろしくお願いします。どうぞ。

○委員

2点、お願いします。

1点は、教育憲章の件ですが、このままでいいかどうかということです。予算がないということで、そのままになっているのですが、ちゃんとした掲示ができるような形にするかどうかは、年度がこれで変わりますので、やるなら早い方がいいと思います。

もう1点は、前々から何度か学校教育課へお願いしているのですが、共育推進にかかわって、共育のカテゴリーを各学校のホームページに作成をして、よくわかるようにしてほしいということです。

昨年もお願いをし、もうこれで3回目ぐらいかなと思うのですが、現在8校ができております。カテゴリーがあると、その学校では共育としてどんな活動をしているかすぐ見えるものですから。これも年度が変わるので、ここでお願いをすると4月の校長会で依頼できるのかなと思いますので、改めてお願いしたいということです。以上です。

○委員長

では、課長さん、何かありますか。

○学校教育課長

2点、お願いします。今の共育カテゴリーについては、4月の校長会で呼びかけていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、もう1点の内容と若干違って申しわけありませんが、先ほどお話をさせていただきました校長会議の4月13日の歓送迎会ですけれども、例年どおり新城観光ホテルで午後6時から開始させていただきたいということで、正式には4月1日以降にご案内を差し上げたいというようなことで確認ができました。大変ご多用だとは思いますが4月13日をあけていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

○委員長

あと、どうでしょう。どうぞ。

○委員

共育の件で、わかるようにということですが、ぜひ簡単なものでいいのでバナーをつくって配布する。それをやっしまえば、三宝もすぐにそれが対応できると思うんですね。それをやられた

らどうかと思うので、そんなに大変な作業でもないと思います。ぜひやっていただけないでしょうか。また、そこに何を乗っけていくのかということが学校によって違って来るかとは思いますが、学校のことを載せるのか、自然体の情報をとれるようにするのかとか、その辺また先生からどういうことをイメージしていらっしゃるのか、担当の方とお話をされたらと思いますけど。

○委員

それもいいですが、どうでしょうかね。

○委員

またちょっとそこを詰めなければいけないですもんね。

○委員

そうですね。

○委員長

じゃあ、そういうことでいいですね。

あと、いいですか。では、いろいろありがとうございました。

きょう、この会に新教育委員さんが見えていますので、一言御挨拶、いただけますか。

○次期委員

皆さん、こんにちは。このたび、このような任命をいただきまして、大変戸惑っております。また、きょうこうして会議に同席させていただきまして、ますます緊張と不安でいっぱいであります。

しかし、私としましてもささやかな教員の経験と、それから社会福祉法人の理事長としての今までの12年間の経験とか、いろいろなものを見聞きしてきたものが少しでもお役に立てたらなと思っております。私なりに精いっぱい頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○委員長

では、以上をもちまして、平成28年3月定例教育委員会会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後5時00分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記